

30 長理第 286 号

会員各位

平成 30 年 11 月 1 日

(一社) 長野県理学療法士会

会 長 佐藤 博之 (公印省略)

学術局長 百瀬 公人 (公印省略)

長野県理学療法士会 「臨床実習施設認定制度」の運用について

はじめに

近年、理学療法士が関与する医療分野が進歩し、その職域も拡大している中“無免許”の学生が従来の患者担当制で臨床実習を行うことについて様々な問題が提起されてきています。1991年、旧厚生省が解釈を変更した医師法第17条では、医学生が医行為を行う際、「一定の要件を満たす指導医によるきめ細かな指導・監督の下に行われること」等を条件に違法性はないことが確認されましたが、長野県理学療法士会としてもこの臨床実習の問題を認識し、2009年の学術局教育部発足以来、臨床実習のあり方について検討を重ねて参りました。日本理学療法士協会が2007年に発行した「臨床実習教育の手引き 第5版」では、学生の法的身分の確保、実習施設側の危機管理及び患者の権利意識の高揚といった社会構造の変化に対応する実習方法として診療参加型臨床実習（クリニカルクラークシップ）が提案され、今後は協会としても更にこの実習方法を推奨する流れとなっております。当士会でもこの流れを受け、従来の患者担当制の実習方法から診療参加型臨床実習（クリニカルクラークシップ）への転換を図る時期がきていると判断しました。平成30年の2月の理事会にて「理学療法教育について診療参加型臨床実習を行う県」を宣言することが承認されたことを受け、本年度より「臨床実習施設認定制度」の運用を開始致します。

臨床実習は実際の患者を通じて理学療法士としての倫理観やスキルを学ぶため、養成校の教育カリキュラムとして不可欠なものであることは士会員の皆様も異論の無いところであると思います。この認定制度の運用が、現職の理学療法士及び実習教育の質的向上を見据えた取り組みの一環として役立つものになれば幸いです。士会員の皆様のご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

尚、本制度はこれまでの「見学」及び「評価」実習を問わず、学外実習を受け入れている全ての実習施設を対象として、長野県理学療法士会が運用する制度となります。

「臨床実習施設認定制度」についての問い合わせ先

学術局教育部 臨床実習施設認定係

〒386-0323

上田市鹿教湯温泉 1308

鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院

理学療法科 野田恭宏 青木朋未

TEL : 0268-44-2111

FAX : 0268-44-2117

E-mail : pt-e@kakeyu-hp.com

臨床実習施設認定 運用規定

【目的】

コンプライアンスを遵守し、時代に即した一定水準の臨床実習教育を実践している実習施設を長野県理学療法士会として認定する『臨床実習施設』とし、現職の理学療法士はもとより未来に輩出される理学療法士、実習指導者の質的向上を図る。

【認定期間】

3年間

【認定の条件】

1. 実習施設としての条件

- ①理学療法免許取得後5年以上の者が臨床実習指導の統括責任者として常勤配置されていること。
そして、理学療法免許取得後3年以上の者が臨床実習指導者として常勤配置されていること。
- ②学生1名に対して臨床実習の学生教育を担当するものが1名以上常勤配置されていること。

2. 臨床実習教育に関する条件

- ①臨床実習教育に関する実習指導マニュアル（手順書）が作成されていること。
実習指導マニュアル（手順書）の形式や内容等について特に指定は無く、実習施設独自のものが可とする。但し、マニュアルには作成日、更新日が明記されていること。
- ②認定日以降3年間は、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会（年1回、例年では5月開催）に同施設で最低1名は継続参加し、その内容を施設内で伝達した上で実習教育に反映させる努力をすること。
- ③長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会終了後に開催される臨床実習施設認定会議で、実習指導マニュアルを基に実習教育内容を報告し、参加者と意見交換を行うこと。意見交換した内容については、後日同施設内で伝達し、実習教育に反映させる努力をすること。
- ④新規及び更新認定の申請時には、長野県理学療法士会HPから「臨床実習の理解と教育の手引き」をダウンロードし、臨床実習施設認定会議参加までに、当士会の臨床実習に対する方針を確認しておくこと。

【申請から認定までの流れ】

1. 県士会 HP から「臨床実習施設認定申請書」（ダウンロードして記入）、実習指導マニュアル（認定申請する実習施設で使用されている実習教育の手順書）を添付し、pt-e@kakeyu-hp.com へメール送付をお願い致します。

＜「臨床実習施設認定」申請のメール送付先＞

メール送付先：pt-e@kakeyu-hp.com

件名は「臨床実習施設認定を申請します ○○△△（実習施設名）」として下さい。

後日、「臨床実習施設認定申請書」を受理した旨、臨床実習施設認定係よりメールで返信させて頂きます。その返信をもって、正式に臨床実習施設認定申請 受理と致します。

メール送付及び問い合わせ先

長野県理学療法士会 学術局教育部 臨床実習施設認定係

〒386-0323

上田市鹿教湯温泉 1308 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院

理学療法科 野田恭宏 青木朋未

TEL：0268-44-2111

FAX：0268-44-2117

E-mail：pt-e@kakeyu-hp.com

2. 認定申請された実習施設の臨床教育者は、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会（年1回、例年では5月開催）へ参加します。認定期間は認定日より3年間です。
3. 長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会終了後に開催する臨床実習施設認定会議への参加をもって長野県理学療法士会としての臨床実習施設認定となります。
臨床実習施設認定会議は、認定申請された実習施設の方と学術局長及び教育部長、教育部員が集まり、実習指導マニュアル（手順書）を元に実習教育について意見交換する場です。詳細は、別紙「臨床実習施設認定会議について」をご参照下さい
4. 認定後は、長野県士会 HP 上に「臨床実習施設認定」として、申請書類の内容を含めて掲載致します。

【認定更新について】

1. 認定日から3年経過する2ヵ月前までに「臨床実習施設認定 申請書」に必要事項を記入の上、件名を「臨床実習施設認定を再申請します ○○△△（実習施設名）」として認定係までメール添付、送付をお願いいたします。認定更新時の臨床実習施設認定会議では、直近の認定時からの変化点を中心に報告をお願い致します。この会議への参加をもって認定更新となります。

*認定期限が切れる3ヵ月前には、臨床実習施設認定係よりその旨、連絡差し上げます。

【認定の取り消しについて】

1. 認定日から3年経過後の1ヶ月以内に再申請の連絡がない場合、自動的に認定取り消しとなりますので、ご注意ください。

臨床実習施設認定会議について

1. 開催日時：例年 5 月に行われる長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会終了後に開催
2. 参加者：長野県理学療法士会学術局長及び教育部長、教育部員
認定申請した実習施設の臨床教育者
3. 進行について
司会：臨床実習施設認定係
スケジュール：
 - ①長野県理学療法士会学術局長より長野県理学療法士会としての臨床実習の方針説明
 - ②教育部長より長野県理学療法士会 ver. 「臨床実習の理解と教育の手引き」の概要説明
 - ③ 1 施設概ね 5 分程度で実習指導マニュアル（実習における手順書）に基づく実習指導の内容を説明。
 - ④意見交換
4. 当日の資料等
実習指導マニュアル（実習における手順書）及び臨床実習施設認定申請書は臨床実習施設認定係で印刷、準備いたします。その他、必要に応じて印刷物をお持ち頂くことには制約を設けませんが、補足資料等をお持ち頂く場合は 15 部ご用意下さい。